

仕様書

受注者は、この仕様書に基づき、盛岡市飯岡農業構造改善センターの草刈及び庭木剪定業務を誠実に実施しなければならない。

この仕様書に示されない事項又は疑義が生じた場合は、指定管理者及び受注者互いに協議の上実施するものとする。

- 1 件 名 飯岡農業構造改善センター草刈及び庭木剪定業務委託
- 2 履行期間 刈払い3回、剪定2回程度
- 3 履行場所及び履行面積
 - (1) 盛岡市飯岡農業構造改善センターの敷地内
 - (2) 面積 3,222.71 m²のうち、生け垣や植込み、芝生等の除草が必要な場所
- 4 業務内容
 - (1) 添付図面にて指定した箇所の刈払いを行い、除草した草は廃棄する。
 - (2) 庭木（松、枝垂れ桜、もみじ等25本程度）及び生垣（ドウダンツツジ）の剪定を行い、葉や枝等の廃棄まで行う。
 - (3) 雑草等の繁茂状況により、刈払いについては契約期間内で3回（概ね月に1回程度）、剪定については2回（概ね2月に1回程度）適宜作業することとする。
 - (4) 毎月の業務完了後に、業務完了報告書を作成し、指定管理者の検査を受けるものとする。
- 5 代金の支払い
委託料の支払いは1回とし、全ての業務が完了後に所定の方法により請求、支払いを行うものとする。
- 6 作業上の留意点
 - (1) 作業中の安全管理には充分留意すること。
 - (2) 作業中は一般車両、歩行者の通行に万全を期すこと。
 - (3) 作業の実施にあたっては、指定管理者の業務に支障を及ぼさないように配慮すること。
 - (4) 作業中に設備等の不具合箇所及び設備を発見した際には、速やかにその旨を発注者に報告し、指示を受けるものとする。